

資 料

資料 1	新潟県犯罪被害者等支援条例	1
資料 2	新潟県被害者支援連絡協議会会則	5
資料 3	新潟県犯罪被害者等支援庁内推進会議設置要綱	9
資料 4	市町村における犯罪被害者等支援総合的対応窓口一覧	11
資料 5	犯罪被害者等基本法	12

【資料 1】

新潟県犯罪被害者等支援条例（令和 2 年 12 月 25 日新潟県条例第 48 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）
- 第 2 章 基本的施策（第 13 条－第 24 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解又は配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害又はインターネットを通じて行われる誹(ひ)誹謗(ぼう)謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害（二次的被害及び再被害を含む。以下同じ。）の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図り、二次的被害及び再被害を防止し、並びに犯罪被害者等への県民及び事業者の理解を深める取組をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、犯罪被害者等に係る個人情報取扱いに留意し、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するもの（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を緊密に行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の雇用及び勤務に十分配慮するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第8条 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供及び助言その他の協力を行うものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、提出された意見及びその反映状況等を公表するものとする。

4 県は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第8条第1項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、計画の見直しを行う。

5 県は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 県は、犯罪被害者等が、関係機関等のうちいずれのものに支援を求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、連携の強化、情報の共有等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、関係機関等と協力し、当該事案に対応するための体制を整え、緊急に必要な支援を実施するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第12条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、専門的知識又は技能を有するものの紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援及び配慮)

第15条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第16条 県は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第17条 県は、犯罪等、二次的被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第2条第1号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第18条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発活動、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第19条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、関係機関等と連携し、必要な経済的支援等を行うよう努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第20条 県は、関係機関等と連携し、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じ、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第22条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(被害者支援を考える月間)

第23条 県は、県民及び事業者の犯罪被害者等への関心及び理解を深めるため、被害者支援を考える月間を設ける。

2 被害者支援を考える月間は、11月1日から同月30日までとする。

(表彰)

第 24 条 知事は、犯罪被害者等支援について特に顕著な功績があったと認められるもので他の模範になると認められるものを表彰することができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【資料2】

新潟県被害者支援連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、新潟県被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、犯罪（刑事事件として立件されていない犯罪を含む。）及び犯罪に類する行為により被害を受けた者及びその家族（以下「被害者」という。）の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立って、関係行政機関、団体等（以下「関係機関等」という。）が緊密な連携を図り、被害者のニーズに応じた支援活動を効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 被害者支援に関する相互連携活動
- (2) 被害者支援に関する情報の交換
- (3) 被害者支援に関する調査、研究活動
- (4) 被害者支援に関する広報、啓発活動
- (5) その他被害者支援活動に必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関等で構成し、その代表者を会員とする。ただし、第2条に定める目的に賛同する機関又は団体については、協議会の承認により協議会の会員となることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選によって選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の承認に基づき、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会及び臨時会とする。

- 2 総会は、会長が年1回招集し、会長の指名する者を議長とする。
- 3 臨時会は、必要に応じて会長が招集するものとする。
- 4 会長は、総会及び臨時会の開催に当たり、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、新潟県警察本部警務部警務課に事務局を置く。

- 2 事務局長には、新潟県警察本部警務部警務課長をもって充てる。

(支援活動研究会)

第9条 協議会の活動を効果的に推進するため、協議会に支援活動研究会（以下「研究会」という。）を置く。

- 2 研究会の構成員は、会員の属する関係機関等の職員をもって充てる。
- 3 研究会会長には事務局長をもって充て、研究会は必要に応じて研究会会長が招集する。
- 4 研究会は、支援活動に関する研究、調査、企画等に当たるものとする。

(専門部会)

第10条 研究会の活動を効果的に推進するため、研究会に別表に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、専門部会長が必要に応じて招集し、専門部会長がその議長となる。

3 専門部会長は、新潟県警察本部の各主管課長をもって充てる。

附 則

この会則は、平成10年7月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年8月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年8月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年8月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年11月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年11月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年11月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年11月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年11月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年11月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年11月5日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年11月15日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年11月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年10月31日から施行する。

別表

新潟県被害者支援連絡協議会構成員

区 分	組 織 ・ 団 体 等 名		
顧 問	新潟大学法学部 教授		
	新潟県警察本部長		
会 長	新潟県医師会 会長		
副会長	新潟県臨床心理士会 会長		
	新潟県総務部長		
	新潟県福祉保健部長		
	新潟県警察警務部長		
会 員	新潟地方検察庁三席検事		
	新潟保護観察所 所長		
	新潟労働局職業安定部訓練課長		
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部共生社会推進課長		
	新潟海上保安部 部長		
	新潟県弁護士会 会長		
	新潟県女性財団 理事長		
	新潟県交通安全協会 会長		
	新潟県防犯協会 専務理事		
	新潟県暴力追放運動推進センター 専務理事		
	全国共済農業協同組合連合会 新潟県本部長		
	新潟いのちの電話 理事長		
	にいがた被害者支援センター 理事長		
	日本司法支援センター新潟地方事務所 所長		
	自動車事故対策機構新潟主管支所 支所長		
	新潟刑務所 首席矯正処遇官(企画担当)		
	新潟少年学院 首席専門官		
	新潟県	総務部 県民生活課長	
		知事政策局 政策企画課長	
		福祉保健部 こども家庭課長	
		教育庁 総務課長	
		中央福祉相談センター 所長	
		精神保健福祉センター 所長	
	新潟市	市民生活部市民生活課長	
	警察本部	警務部	警務課長
			総務課長
			広報広聴課長
		生活安全部	生活安全企画課長
			人身安全対策課長
			少年課長
刑事部		刑事総務課長	
		捜査第一課長	
		組織犯罪対策課長	
交通部		交通企画課長	
	交通指導課長		

新潟県被害者支援連絡協議会 専門部会構成

協議会構成機関・団体		専門部会名	性犯罪被害	暴力団被害	少年被害	交通事故被害	広報	
		新潟県医師会	○					
		新潟県臨床心理士会	○		○			
		新潟地方検察庁	○					
		新潟保護観察所			○			
		新潟労働局職業安定部	○					
		国土交通省北陸信越運輸局交通政策部				○		
		新潟海上保安部						
		新潟県弁護士会	○	○	○	○		
		新潟県女性財団	○					
		新潟県交通安全協会				○		
		新潟県防犯協会					○	
		新潟県暴力追放運動推進センター		○				
		全国共済農業協同組合連合会新潟県本部				○		
		新潟いのちの電話			○			
		にいがた被害者支援センター	○		○	○	○	
		日本司法支援センター新潟地方事務所	○		○		○	
		自動車事故対策機構新潟主管支所				○		
		新潟刑務所	○	○			○	
		新潟少年学院			○			
新潟県	総務部	県民生活課	○			○	○	
	知事政策局	政策企画課	○				○	
	福祉保健部	こども家庭課			○			
	教育庁	総務課			○		○	
		中央福祉相談センター			○			
		精神保健福祉センター			○			
新潟市	市民生活部	市民生活課				○	○	
警察本部	警務部	警務課	○	○	○	○	○	
		総務課						
		広報広聴課						◎
	生活安全部	生活安全企画課						○
		人身安全対策課	○		○			
		少年課			◎			
	刑事部	刑事総務課						○
		捜査第一課	◎					
		組織犯罪対策課		◎				
	交通部	交通企画課					○	
交通指導課						◎		

※ ◎を専門部会長とする。

【資料3】

新潟県犯罪被害者等支援庁内推進会議設置要綱

令和3年6月14日 制定

1 趣旨

犯罪被害者等支援に資する施策及び取組状況の報告や情報共有を図るほか、連携した取組を行うなど、庁内における連携・協力を一層強化し、犯罪被害者等支援の施策を推進するため、「新潟県犯罪被害者等支援庁内推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置する。

2 構成

- (1) 推進会議の構成員は、別表のとおりとする。
- (2) 議長は、総務部県民生活課長とする。
- (3) 副議長は、警察本部警務部警務課長とする。

3 会議

- (1) 推進会議は、議長が必要の都度招集する。
- (2) 議長は、必要があるときは、構成員以外の出席を求めることができる。
- (3) 推進会議で協議する事項は、次のとおりとする。

ア 犯罪被害者等支援に資する施策の取組に関する事項

イ その他犯罪被害者等支援に関する事項

4 事務局

推進会議の事務局は、総務部県民生活課に置く。

5 雑則

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運用に関し、必要な事項は議長が定める。

6 設置

令和3年6月14日から設置する。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

部局	構成員
知事政策局	政策企画課長
総務部	県民生活課長（議長）
	大学・私学振興課長
	税務課長
福祉保健部	福祉保健総務課長
	国保・福祉指導課長
	地域医療政策課長
	高齢福祉保健課長
	健康づくり支援課長
	障害福祉課長
	こども家庭課長
産業労働部	しごと定住促進課長
	雇用能力開発課長
土木部	都市局都市政策課長
	都市局建築住宅課長
教育庁	財務課長
	義務教育課長
	高等学校教育課長
	生徒指導課長

部局	構成課
県警本部	教養課長
	広報広聴課長
	警務課長（副議長）
	生活安全企画課長
	人身安全・少年課長
	地域課長
	通信指令課長
	刑事総務課長
	交通指導課長
	捜査第一課長
	組織犯罪対策課長
	交通企画課長

【資料4】

市町村における犯罪被害者等支援総合的対応窓口一覧

令和7年4月1日現在

市町村	窓口	受付時間	相談対応電話番号
新潟市	市民生活部市民生活課安心・安全推進室	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:30	025-226-1113
長岡市	市民協働推進部市民課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0258-39-2206
三条市	市民部環境課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0256-34-5574
柏崎市	市民生活部市民活動支援課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0257-21-2272
新発田市	地域安全課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0254-28-9510
小千谷市	防災安全課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0258-83-3516
加茂市	総務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0256-52-0080(内線 323)
十日町市	総務部防災安全課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	025-757-3197
見附市	市民税務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:30	0258-62-1700(内線 151)
村上市	市民課生活人権室	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0254-53-2111(代表)
燕市	市民生活部生活環境課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0256-77-8162
糸魚川市	市民部環境生活課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	025-552-1511(代表)
妙高市	環境生活課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0255-74-0032
五泉市	総務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0250-43-3911(代表)
上越市	防災危機管理部市民安全課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	025-520-5661
阿賀野市	総務部総務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0250-62-2510(代表)
佐渡市	総務部防災課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0259-63-3125
魚沼市	市民福祉部市民課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	025-792-8844
南魚沼市	総務部総務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	025-773-6660(代表)
胎内市	総務課防災対策室	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0254-43-6111(内線 1312)
聖籠町	生活環境課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0254-27-2111(内線 283)
弥彦村	総務部総務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0256-94-3131
田上町	総務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0256-57-6222(代表)
阿賀町	町民生活課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0254-92-5761
出雲崎町	総務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0258-78-2290
湯沢町	総務部総務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	025-784-3451
津南町	総務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	025-765-3112
刈羽村	福祉保健課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0257-45-3916
関川村	総務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0254-64-1476
粟島浦村	総務課	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	0254-55-2111(代表)

【資料5】

平成十六年法律第百六十一号 犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供

及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二款に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報

の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
 - 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。